

○他団体等からの申出に基づいて大臣が委員等を任命する例

番号	会議体等	根拠法	申出人数	候補者ネガチェック	実質的選考	差し戻し・拒否有無	差し戻し・拒否有無(逐条解説)
1	カジノ管理委員会 (専門委員)	<p>○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（抄） (設置) 第二百十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、カジノ管理委員会を置く。 2 カジノ管理委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。 (専門委員) 第二百二十三条 カジノ管理委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、カジノ管理委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。 3・4 (略)</p> <p>○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄） (設置) 第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。 2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。 3 前二項の委員会及び庁（以下それぞれ「委員会」及び「庁」という。）の設置及び廃止は、法律で定める。</p>					逐条解説がないため、回答不可
2	個人情報保護委員会 (専門委員)	<p>○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄） (設置) 第五十九条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (専門委員) 第六十九条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。 3・4 (略)</p>	任命に必要な人数のみ申出されている。	委員会からの申出前に内閣府で実施している。	委員会事務局	なし	逐条解説はあるが、特筆すべき記載なし。

3	国立大学法人（学長）	<p>○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄） （役員の任命） 第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。 2～9 (略) （役員の欠格条項） 第十六条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。 2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事又は監事となることができる。 （役員の解任） 第十七条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。 2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。 3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適當でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適當でないと認めるときは、その役員を解任することができる。 4 前二項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考会議の申出により行うものとする。 5 学長は、第一項から第三項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄） 第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならぬ。 九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。 一 成年被後見人又は被保佐人 二 禁錮以上の刑に処せられた者 三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過</p>	<p>任命に必要な人数のみ申出されている。</p> <p>文部科学省では実施していない。</p>	学長選考会議	少なくとも平成16年以降はなし	逐条解説によれば、「学長選考会議の行う申出に任命権者たる文部科学大臣は法的に拘束され、申出が明白な形式的違法性を持つ場合や、明らかに不適當と客観的に認められる場合を除き、拒否することはできない」とされている。
---	------------	---	--	--------	-----------------	--

		<p>しない者</p> <p>四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者</p> <p>五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>					
4	公害対策会議（委員）	<p>○環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄） (設置及び所掌事務)</p> <p>第四十五条 環境省に、特別の機関として、公害対策会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>2 (略) (組織等)</p> <p>第四十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、環境大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>4～7 (略)</p>	任命に必要な人数のみ申出されている。	環境省では実施していない。	関係行政機関の長及び特命担当大臣のうちから慣例により選出し、申出。	なし	逐条解説はあるが、特筆すべき記載なし。
5	公害等調整委員会（専門委員）	<p>○公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）（抄） (設置)</p> <p>第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として、公害等調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 (専門委員)</p> <p>第十八条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員三十人以内を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、委員会の申出に基づいて総務大臣が任命する。</p> <p>3～5 (略)</p>	任命に必要な人数のみ申出されている。	申出前に総務省で実施している。	公害等調整委員会事務局	なし	逐条解説はあるが、特筆すべき記載なし。
6	日本工業標準調査会（専門委員）	<p>○工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）（抄）</p> <p>第三条 経済産業省に日本工業標準調査会（以下「調査会」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五条 調査会に、委員の互選による会長を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>第七条 調査会に、専門委員を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 専門委員は、会長の申出により、経済産業大臣が任命する。</p>	任命に必要な人数のみ申出されている。	申出前に経済産業省で実施している。	経済産業省及び会長	なし	逐条解説はあるが、特筆すべき記載なし。